

一般社団法人ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ
個人情報の取り扱いに関するルール

(目的)

第1条 このルールは、一般社団法人ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ（以下、「団体」という。）が事業実施に際して適正な個人情報の取り扱いをおこなうため、基本的事項を定めることを目的とする

(基本的要項)

第2条 団体は、個人情報の重要性を認識し、事業実施にあたっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない

- 2 個人情報とは、事業の実施にあたって知り得た、個人を特定できる情報および他の情報と組み合わせることによって容易に個人を特定可能な情報をいう

(役職者およびスタッフへの周知)

第3条 団体は、事業に従事している者に対して、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものである

(本人への周知)

第4条 団体は、別紙の個人情報保護方針を定め、これを公表する。

(適正管理)

第5条 団体は、個人情報の漏洩、滅失又は損傷の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

(収集)

第6条 団体は、個人情報を収集するときは、事業実施にあたり目的を達成するために必要最小限の範囲で、適正かつ公正な手段により行われなければならない

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 団体は、個人情報を、その目的以外のために利用し、又は原則として本人の承諾なしに第三者に提供してはならない

(外部への持ち出し禁止)

第8条 役職者及びスタッフは、個人情報を団体の許可なく外部へ持ち出してはならない

(個人情報管理責任者)

第9条 個人情報管理責任者を置き、個人情報の適正な管理や周知等その取り扱いを監督する。なお、個人情報管理責任者は、代表理事とする

(事故報告)

第10条 役職者及びスタッフは、事業の実施にあたり、個人情報の漏洩等安全の確保の上で問題となる事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに個人情報管理責任者に報告する

2 個人情報管理責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに理事間で対応を協議し、対処しなければならない

(委任)

第11条 このルールに定める外、必要な細目事項は、代表理事が別に定める

(改廃)

第12条 このルールを改廃する時は、社員総会の議決を得なければならない

附則

このルールは令和4年8月28日から施行する

別紙

個人情報保護方針

一般社団法人ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ（以下、「団体」という。）は、団体の活動を通じて知り得た個人情報の重要性を認識し、安全にかつ適正に管理、運用するために「個人情報保護方針」を以下のように作成しました。

1.個人情報の定義

団体を取り扱う個人情報とは、その内容により特定の個人を識別できるもの、データベースとの照合などにより特定の個人を識別する情報が検索できるもの並びに複数の項目を照合することにより容易に特定の個人を識別することができるものを指します。個人情報には、会員、受益者およびその家族・支援者等、団体の役職者およびスタッフの情報が含まれます。

2.個人情報の収集と利用

団体が個人情報を収集する際は、その利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な手段を用います。団体が保有する個人情報は、経済活動および社会活動に対する提言、活動報告、イベント等団体の目的に沿った活動のために利用します。

3.収集した個人情報の第三者への開示

団体は、収集した個人情報を原則として第三者に開示することはいたしません。ただし、以下の場合は除きます。

- (1) ご本人の承諾を得た場合
- (2) ご本人または公衆の生命・健康・財産などの重大な利益を保護するために、開示すべき正当な理由が認められる場合
- (3) 法令等に基づき、開示が要求された場合
- (4) 団体の業務委託先に対して、当該業務の処理に必要な限度で個人情報を預ける場合（ただし、この場合委託先へ団体と同等の個人情報の取り扱いに関するルールに同意を得るものとします。）
- (5) 団体が受託する業務の処理のために、団体への業務委託元に対して、当該業務の処理に必要な限度で個人情報を報告する場合

4.セキュリティについて

団体は、収集した個人情報が不正なアクセスを受け、改竄され、または紛失しないように、適切な管理・保護に努めます。

5.個人情報に関するご本人からの問い合わせ等への対応

団体は、本人から個人情報の照会・修正等を要請された場合、または個人情報に関する問い合わせや苦情・相談を受けた場合は、すみやかに対応窓口を用意し、適切に対応します。

6.法令の遵守ならびに団体としての取り組み

団体は、個人情報に関する諸法令を遵守し、本指針ならびに団体の取り組みについて役職者およびスタッフに周知徹底します。また、必要に応じて見直しならびに改善を行います。

附則

この方針は、令和4年8月29日から施行する。

